

『東三河後見センター』会報 第37号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

平成 28 年 9 月 28 日発行

〒442-0033

電話 (0533) 80-2707

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

オール東三河で市民後見人養成講座を開講、33名が受講

オール東三河の取り組みとして市民後見人養成講座を開講

平成 28 年度市民後見人養成講座が 9 月 10 日（土）から始まりました。来年 2 月 18 日（土）まで、毎回だいたい 9 時半から午後 4 時半まで、全 10 回の大変しんどい連続講座です。受講料は無料。東三河後見センターとしては平成 22 年度、平成 25 年度に続き 3 回目の講座開講となります。今までの講座と大きく異なるのは、今回は東三河後見センター主催ではなく豊川市主催であり、豊川市長名の修了証が発行されることです。実施は東三河後見センターで、後援は豊橋市、田原市、蒲郡市、新城市、東栄町、設楽町、豊根村と、主催と後援に東三河地域のすべての市町村が加わり、オール東三河で市民後見人養成を行う形ができたことです。

受講者の顔ぶれは多士済々

受講者数は 33 名。内訳は、男性 17 名、女性 16 名。年齢別では、40 代 7 名、50 代 9 名、60 代 11 名、70 代 6 名、平均年齢は 59 歳です。受講者の皆さんが持っている資格は、介護支援専門員が 5 名で一番多く、社会福祉士、ヘルパーがいずれも 4 名、介護福祉士が 3 名、その他、行政書士、看護師、教員、消費生活相談専門員など幅広く、また、民生児童委員の方も数名います。社会福祉協議会に勤務する方が何名かいるのも今回の特徴です。特別の資格は持っていないけれど、地方自治体、メーカーの営業部門、生命保険会社などで永年働いてきたプロフェッショナルの皆さんなど、修了後の活躍が楽しみな多士済々のメンバーです。

市民後見東三河モデルの実現をめざして

平成 25 年度に独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業として当法人が実施した「市民後見地域モデルの作成と実践事業」の中でまとめた「市民後見東三河モデル」では今後の後見活動の 5 つの原則を次のようにたてました。

- ① 行政区画にとらわれない広域的活動
- ② 社会福祉協議会・各種事業所を含む地域的資源の活用
- ③ 行政・専門職・市民の協働
- ④ ゆるやかなネットワークの形成
- ⑤ 地域的特徴の尊重

今回の市民後見人養成講座の受講者の住所は、豊川市 17 名、豊橋市 5 名、新城市 3 名、蒲郡市 3 名、田原市 3 名、岡崎市半田市各 1 名と東三河全域に広がっています。「行政区画にとらわれない広域的活動」といえます。市民後見に関心をもつ、意欲的な市民が東三河全域から集まり、勉強を始めました。養成講座の修了者は各地の貴重な社会資源となります。

今後最大の課題は、養成講座修了者の受け皿づくりです。各市の高齢者や障害者の状況・各成年後見支援センター（5 市が保持）の実績・人材など、それぞれの「地域的特徴を尊重して」修了者が生き生きと活動できる仕組みが各市・各社協で作られることが期待されます。

今回の市民後見人養成講座の開催が「市民後見東三河モデル」の実現につながり、市民参加による権利擁護を、東三河後見センターだけでなく東三河全域に広げる契機としたいものです。

（代表理事 長谷川卓也）

平成 28 年度市民後見人養成講座 いよいよ開講！！

昨年度より豊川市と調整と議論を重ね、4 月中の広報が間に合わず、5 月から広報を始めて、6 月から説明会を 2 回（会報 36 号参照）、説明会を逃したという希望者からの相談を受け、追加で 1 回の合計 3 回説明会を開催し総数 53 名の方が説明会に出席くださいました。

8 月の受講申し込み締切まで 33 名の方の受講申込を受付けました。

本講座は豊川市が主催、豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村の東三河 4 市 2 町 1 村の後援を得て、当法人が実施機関として行うものです。市民後見人養成研修は今まで 2 回実施していますが、過去最多の受講者となりました。

9 月 10 日（土）に基礎研修 1 日目が豊川市福祉部介護高齢課の高橋純司課長より開講挨拶を賜り豊川市勤労福祉会視聴覚室にて行われました。



（開講の挨拶の様子）

これから、3 日間の基礎研修と 7 日間の実務研修のスタートです。実務研修が終わるのは、平成 29 年 2 月とたいへんスパンの長い研修となります。この地域で、権利擁護活動と地域福祉を担える市民後見人の養成をめざしています。

開講挨拶の後、早速、最初の科目「市民後見人のすすめ」がありました。成年後見制度、市民後見人の必要性について、経験を踏まえ当法人代表理事の長谷川卓也氏が講師を務めました。

「成年後見制度の位置づけ」の講義は、第 10 回総会でもご講演いただき、大変分かりやすいと好評の熊田均弁護士（熊田法律事務所）より最新の動向や消費者被害の状況などお話いただきました。

「日常生活自立支援事業・地域福祉・権利擁護の理念」の科目は、基礎研修の到達目標が日常生活自立支援事業の生活支援員レベルを目指しており、豊川市社会福祉協議会、豊川市成年後見支援センター所長の柘植仁美氏から、当該事業の内容や利用対象者像から成年後見制度との違いを大変わかりやすく、VTR を活用し質問を受けながら具体的な講義をいただきました。



（長谷川卓也代表理事による講義の様子）

いを大変わかりやすく、VTR を活用し質問を受けながら具体的な講義をいただきました。



(熊田均弁護士による講義の様子)



(柘植仁美氏による講義の様子)

9月24日(土)、基礎研修2日目として対象者理解の講座を実施しました。午前中に豊川市北部高齢者相談センター所長の萩原康平氏より認知症の理解として、認知症サポーター養成講座と当法人で認知症高齢者の支援を担当している市民後見人の田中義人さんと杉浦弥生さんより講話がありました。



(萩原康平氏による講義の様子)



(市民後見人 杉浦弥生さんによる講話の様子)

午後からは知的障がい者の理解をとよはし総合相談支援センターほっとびあ統括相談員、センター一長の江川和郎氏、精神障がい者の理解を医療法人義興会可知記念病院の精神保健福祉士である中住正紀氏が講義を担当されました。



(江川和郎氏による講義の様子)



(中住正紀氏による講義の様子)

ケースファイル 15 独居高齢者を支える

第1回成年後見ミーティング（平成28年7月27日（水）19:00～20:30 ウィズ豊川研修室2）では、『高齢者を中心とした権利擁護活動について考える - 独居高齢者の支援 - 』をテーマに、「散歩（徘徊）」をキーワードとして実施しました。今回のケースファイルでは、当日配布した資料（出典・参考引用：認知症介護研究・研究仙台センター長 加藤 伸司氏・「認知症と徘徊（はいかい）の理由」（視点・論点）<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/242449.html>）を基に、散歩（徘徊）が始まった独居高齢者を地域の中で支えあうことについて考えてみました。

認知症の方が一人で出歩いてしまうことは、「目的なくうろうろする」という「徘徊」ではなく、本人の世界の中に意味があることを参加者で共有し、その意味を探る支援が肝心で、安心してひとりで出歩くことができる地域づくりが必要だと感じました。現在、当法人で支援している2事例を報告し議論しました。その中には、周囲の人がその方を理解し見守る体制ができているという支援者の声がありました。地域生活を維持していくためには、本人のことに對して関心をもって静かに見守ることができる環境が広がるといいなと感じました。

以下に当日配布した資料を転載します。

1. 「徘徊」

辞書を調べて見ると・・・

- ① 目的もなく、うろうろと歩きまわること。うろつくこと。「夜の巷（ちまた）を一する」
- ② 葛藤からの逃避、精神病・認知症などにより、無意識のうちに目的なく歩きまわること

2. 「徘徊」は問題行動ではなく、認知症の行動・心理症状（BPSD）という捉え方

これまで徘徊は、目的もなくうろうろ歩く行為と考えられてきましたが、最近では何らかの目的があるという認識が進んできています。

徘徊が起こる原因には、認知症の人の現実検討力の低下や見当識障害、判断力の障害、記憶障害による年齢逆行、過去の仕事の再現、居場所のなさ、不適切なケアからの逃避、不安感や焦燥感など様々なものがあります。

また徘徊には、出かけるという目的のある徘徊、家に帰るというタイプの徘徊、居場所のなさによる徘徊、不安感や焦燥感から起こる徘徊などいくつかのタイプがあります。

出かけるタイプの徘徊の場合、その目的は、仕事に行くとか、子どもを迎えに行くなどが見られます。実際には、現実が理解できていないために起こるものです。昔のことは比較的覚えているのですが、新しい記憶が抜け落ちてしまうため、現在の自分が、数年前、あるいは数十年前の自分と重なってしまうためにこのようなことが起こります。

家に帰るというタイプの徘徊は、帰宅願望とも呼ばれる行動症状です。しかし、病院や施設にいる人が、家に帰りたいと訴えることは正当な要求であり、行動症状ととらえるべきではないという考えもあります。また、自分の家にいながら家に帰ると訴える人もいます。このような人に、ここはあなたの家ですよといっても、なかなか通用しません。私はよく「家には、誰がいますか？」と尋ねるのですが、「父さんと、母さんと、姉さんがいる」というように、もう現実にはいない人のことをいうことがあります。このような場合は、自分が生まれ育った場所と、生まれ育った時代、いわゆる時間と空間を超えたところに帰ろうとしているのです。

居場所のなさによる徘徊では、自分の居場所がない、ここにはどうも馴染めない、ここは居心地が悪いなどと感じているため、出て行こうとします。



不安感や焦燥感から起こる徘徊の場合には、自分が何をしたいのかわからない、不安でしょうがないという理由から、歩き回ってしまうという行動が現れます。

認知症が重度になってくると、徘徊の理由はなかなか見つけにくくなります。しかし、重度になっても、やはりその人なりの目的や理由があると考えるべきでしょう。

徘徊をしている人は、自分が歩いている場所が分からないため、見覚えのある風景を探しますが、見覚えのある風景はいつこうに現れません。不安になって少しでも見覚えのある風景を探そうとして遠くまで行ってしまうこともあるのです。

これまでの考え方では、徘徊には一緒に歩いて歩くという対応が一般的でした。これは、事故を防ぐという意味では、大切なことかもしれませんが、徘徊に対する積極的な対応ではありません。基本的には、**その目的や原因に添った対処**が必要となります。その人が何をしに、どこに行こうとしているのかが分からないと対処もなかなか難しいものです。

徘徊が起こった時に無理に止めると、欲求が阻止されるため、抵抗がおこることがあります。また、「あなたの子どもは、もう 50 歳ですよ」などと現実を知らせたとしても、認知症の人は現実が理解できないので、ますます混乱することになります。さらに、その人が出て行けないように、部屋などに鍵をかけることもあるかもしれませんが、しかし、施設などで部屋に鍵をかけたりすることは、身体拘束にあたる行為であり、法律的には高齢者虐待と見なされるため、禁止されています。

目的を持って出かけようとする人の部屋に鍵をかけたり、拘束したりすることは、認知症の人にとっては、理解できない理不尽な対応となります。そのことによって、ケアへの抵抗や興奮、攻撃性、妄想などの行動・心理症状が出現することもあります。つまり、**私たちの不適切な関わりが行動・心理症状を悪化させることになる**のです。

3. 「徘徊」への対応

基本的には、**徘徊の原因を探り、それに対する対処法を考える**ことです。しかし、仕事や役割を求めて起こる徘徊や、時空を超えて帰ろうとする徘徊に対しては、理屈で説得しようとしてもなかなかうまくいきません。難しい対応ではありますが、ごまかすのではなく、本人が納得できるような説明をするしかありません。その他の対応としては、その人の居場所を作り、役割を持ってもらうこと、ここにいる安心だとか、ここは居心地のいい場所だと感じてもらうこと、ここにいる人たちはなじみのあるいい人達だと感じてもらうこと、この程度しか出来ないかもしれませんが。しかし、認知症の人を 1 人の人間として大切にし、生活の質を高める方法で、その人の感じている世界を安心できるものにしていくことが、徘徊に対する根本的な予防法や対処法であることを理解すべきだと思います。

実際に徘徊が起こった場合には、なるべく早く保護する必要があります。持ち物や靴などに連絡先を書いておくことや、警察署を中心に全国的に広がっている**徘徊 SOS ネットワーク**を利用することも一つの方法でしょう。また**地域の人たちの見守り**も重要です。認知症のことを周囲に隠し、家族だけで対処しようとする人もいますが、認知症のケアは家族だけではできないと考えるべきでしょう。介護負担の増大によって虐待が起こったり、無理心中が起こる可能性もでてきます。家族は、様々なサービスを利用して介護負担の軽減を考えていかなければなりません。また認知症や徘徊の原因などについての知識を得ることも大切です。

認知症は、85 歳以上の人の約 4 割に起こる病気です。認知症の問題は、決して人ごとではなく、地域の問題でもあります。地域の人たちが認知症や、徘徊などの症状を理解し、見守っていくことができれば、認知症になっても安心して暮らせる地域となり、徘徊による事故など悲惨な出来事を少しでも減らしていけるのではないのでしょうか。

(文責 工藤明人)

※誠に勝手ながら、10 月に予定していました「第 2 回成年後見ミーティング」は延期します。

開催日時、内容等が決まりましたら、ホームページや FAX 等によりご案内申し上げます。

会員紹介

清水 則子

優しかった姉が認知症と診断されたのは5年程前でした。定年退職後、先に退職していた義兄と趣味の事を始めたり旅行に参加したり、とても楽しく過ごしていました。しかし仲間について行けないと次々と辞めていきました。多分認知症が始まっていたのでしょうね。

家事が出来なくなった姉を補うため義兄は一人で頑張っていましたが、義兄も身体が不自由になりました。既に義兄も認知症が始まっていたのを後から知る事となりました。結婚した頃から仲の良かった私達夫婦と姉夫婦は、4人で旅行に行ったり食事をしたりハイキングに行ったりしていました。それなのに言動がおかしいと感じた時点で、病院受診を言葉だけで再三勧めていたのを後悔しています。私達は買い物や病院受診を手伝って来ましたが、義兄の症状が急激に悪化し、日常生活全てが難しくなりました。残念ながら姉夫婦には子供がいません。私にも治療法がなく原因も解明されてない進行性の難病があり、無理をすると自分の身体が早くダメになります。そこで包括支援センターとケアマネジャーさんに相談して、施設入居と成年後見人を探して頂く事をお願いしました。でも姉夫婦の今後を私が決断する時は本当に悩みました。決めた後からも悩みました。寝られない日がどれ程あったか。でも今はこれで良かったと思っています。昨年秋に入居した介護施設の皆さんに大事にして頂いていますし、今年春に決定された成年後見人の方にも親身になって動いて頂いています。本当に多くの方々に助けられています。

今まで様々な形で認知症や成年後見人の事を見聞きしてきましたが、実際に直面すると知らなかったり間違っていたりした事が多く、本当に大変な事だと実感しています。これからも勉強が必要だとも感じています。これから色々な問題が起きると思いますが、皆さんに助けて頂きながら、私達が会いに行くのを楽しみに待っていてくれる姉夫婦に寄り添って、楽しく過ごさせてあげたいと思っています。

東三河後見センターの今後の予定(10月～12月)

☆ミーティング	開催日	毎週火曜日 午前9:20 頃より2時間弱	
	場 所	当法人事務所(豊川商工会議所3階) 一市民後見人の方、参加大歓迎	
10月 1日(土)	市民後見人養成講座	基礎研修③	豊川市勤労福祉会館
10月 15日(土)	市民後見人養成講座	実務研修①	豊川市勤労福祉会館
10月 17日(月)	事務局会議	14:30～	事務局職員
11月 5日(土)	市民後見人養成講座	実務研修②	豊川市勤労福祉会館
11月 11日(金)	理事会	19:00～	
11月 14日(月)	事務局会議	14:30～	事務局職員
11月 19日(土)	市民後見人養成講座	実務研修③	豊川市勤労福祉会館
12月 10日(土)	市民後見人養成講座	実務研修④	豊川市勤労福祉会館



平成28年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(平成 28 年 9 月 26 日現在)

正会員費納入者（納入順、敬称略）54名

- ・高柳大太郎・中村成人・加藤啓子・上江富士夫・長谷川卓也・池田進・丸山智子・鈴木光子
- ・二村良子・小野晴美・細野京子・荻邦子・岡本守・武重傳・佐藤美子・梅田大己・福住幸子
- ・飯星睦生・本多啓枝・花田玲子・田中義人・藤堂三男・坂柳ゆかり・石原香・今泉全勝
- ・水野遠次・村川賢一・今泉博充・西川邦輔・杉山智子・豊田和浩・田中幸一・影山恒太
- ・中島由恵・齋藤尚・長坂宏・舟越正行・金田貴子・神谷典江・高森陽一郎・星野裕
- ・大嶽理恵・伊藤忍・水野美知代・工藤明人・石原紀久代・小林佳子・杉浦弥生・近藤由美子
- ・鈴木享子・細川浩・古瀬修・五十嵐光子・倉本秀子

賛助会員費納入者（納入順、敬称略）46名

- ・金澤良雄・徳升孝司・牛田清博・河合康隆・中野正二・大林充始・日比修治・布施威治
- ・樋口茅子・峯田禎三・金沢富雄・小川祐子・彦坂敏・北村隆信・中村八重子・大須賀康
- ・水野和・水野登代子・八木憲一郎・白井公江・加藤明代・藤井幸夫・足木充邦・清水則子
- ・夏目みゆき・伊藤文則・山口純子・内藤加代子・寺部敦子・多々内崇文・緒河睦子・北沢悦子
- ・野中泰志・吉本京子・佐々木宏直・佐々木直子・野澤啓佳・藤城直司・橋本克子・小田ひろみ
- ・渡辺勝弘・大橋美南子・秋田誠二・松井通剛・豊田弘子・齋藤啓治

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）5法人

- ・フレンドリーハート ・豊川市医師会 ・蒲郡市社会福祉協議会 ・むつみ会
- ・豊川市知的障害者育成会

寄付者（納入順、敬称略）28名

- ・中村成人・日比修治・五十嵐光子・加藤恒一・岩田たき子・荻邦子・岡本守・武重傳
- ・福住幸子・北村隆信・田中義人・加藤明代・石原香・村川賢一・梅田大己・緒河睦子
- ・細川浩・山口はるみ・三浦正博・佐藤美子・東海労働金庫 NPO 寄付システム利用者（8名）

認定NPOの継続に向けて 寄付及賛助会員入会のお願い

当法人は、平成 27 年 2 月 13 日から平成 32 年 2 月 12 日までの期間で認定 NPO として認定されています。平成 28 年 7 月 31 日現在の認定 NPO 法人数は、全国で 758 法人です。その内、愛知県の認定 NPO 法人は 13 法人（現在数）となっています。

この認定を継続するために、当法人が力を入れている基準はパブリック・サポート・テスト（PST）と呼ばれているもので、「実績判定期間内の各事業年度中の寄付金の総額が 3,000 円以上ある寄付者の数が、年平均 100 名以上であること。」とされています。（※正会員費の納入は 100 名の中にカウントされません。賛助会員は寄付とみなされカウントされます。）

当法人が実践している「法人後見」のニーズは増加傾向にあります。また、今年度、豊川市より委託され実施中の、権利擁護活動と地域福祉活動を担う、「市民後見人」の養成や活躍の場の提供も急務となっています。こうした事業を展開、維持していくためにも、みなさまのお支えが必要になります。

不躰ながら、寄付金及び会員費払込取扱票を同封させていただきました。お知り合いの方で、当法人の活動にご賛同いただける方のご紹介やご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 28 年 9 月 28 日現在)

	後 見	保 佐	補 助	合 計
法人後見受任者数	4 5 名	1 1 名	1 2 名	6 9 名
後見監督受任者数		1 名		
終了者数 (平成 28 年 4 月～9 月末)	5 名			5 名

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	1 6 名	6 名	2 名	1 名	0 名	0 名		2 5 名
知的障がい者	1 3 名	4 名	2 名	2 名	1 名	1 2 名	2 (岡崎市)	3 6 名
精神障がい者	6 名	0 名	1 名	1 名	0 名	0 名		8 名
合計	3 5 名	1 0 名	5 名	4 名	1 名	1 2 名	2 名	6 9 名

☆市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合計
認知症	7 名	1 名	0 名	8 名
知的障がい者	1 5 名	2 名	1 名	1 8 名
精神障がい者	1 名	0 名	0 名	1 名
合計	2 3 名	3 名	1 名	2 7 名

市民後見人 13 名の方が上記表の 27 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録者名簿搭載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

賛助会費 寄付金のお願い

(平成 28 年 4 月 1 日～発行日現在)

正 会 員費納入者： 5 4 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 5 1 人

(法人賛助会員 5 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 1 7 人 (重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)



📄 会員入会・寄付のご案内 📄

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

「異常気象」という言葉を聞き慣れてしまった昨今ですが、九州地方及び東北・北海道地方においての自然災害には心を痛めます。2 ヶ月程前には入所施設で多数の知的障がい者が殺傷されるという悍ましく「異常」な事件が起こりました。「何かが変だ」という心のレーダーが警告を発しています。安心感や平穏感に満たされた人的・物的環境を整える必要があります。その一つとして実践中の市民後見人養成講座にも力が入ります。

(編集：工藤明人)